

日高町医療費助成制度のご案内

日高町では、次の受給資格要件1～3全てに該当する方の医療費を助成しています。
助成を受けるためには、所定の申請書による手続きが必要です。

◆受給資格要件

1. 対象者

| | |
|------------------------|--|
| 重度心身障害者 | ①次のいずれかの手帳の交付を受けた方 (ア) 身体障害者手帳1～2級、内臓障害3級 (イ) 療育手帳 A判定 (ウ) 精神障害福祉手帳1級 ②重度の知的障害と判定、又は診断された方 |
| ひとり親家庭等 (父子家庭、母子家庭) | 【親】子を扶養している父、又は母 【子】扶養されている20歳までの子 |
| 乳幼児等 | 新生児～小学生までのお子さん |

2. 健康保険に加入していること

※65～74歳の方は、後期高齢者医療保険への加入変更が必要です。

3. 所得制限・・・世帯の生計維持者の所得が、下表の限度額以内であること。

| 重度心身障害者 | | ひとり親家庭等 | | 乳幼児等 | |
|---------|------------|---------|------------|------|------------|
| 扶養人数 | 所得限度額 | 扶養人数 | 所得限度額 | 扶養人数 | 所得限度額 |
| 0人 | 6,287,000円 | 0人 | 2,360,000円 | 0人 | 5,320,000円 |
| 1人 | 6,536,000円 | 1人 | 2,740,000円 | 1人 | 5,700,000円 |
| 2人 | 6,749,000円 | 2人 | 3,120,000円 | 2人 | 6,080,000円 |
| 3人 | 6,962,000円 | 3人 | 3,500,000円 | 3人 | 6,460,000円 |
| 4人 | 7,175,000円 | 4人 | 3,880,000円 | 4人 | 6,840,000円 |
| 5人 | 7,388,000円 | 5人 | 4,260,000円 | 5人 | 7,220,000円 |

◆助成対象範囲

| | |
|---------|------------------------|
| 重度心身障害者 | 外来、入院 ※精神障害者は外来のみ対象です。 |
| ひとり親家庭等 | 【親】入院のみ 【子】外来、入院 |
| 乳幼児等 | 【未就学児】外来、入院 【小学生】入院のみ |

◆助成内容

| | |
|----------------------|--|
| 住民税非課税世帯 (未就学児全員) | 受給者が※初診時一部負担金を負担し、それ以外を助成します。 ※医科580円、歯科510円、柔整270円(未就学児除く) |
| 住民税課税世帯 (小学生以上) | 受給者が医療費の※1割を負担し、それ以外を助成します。 ※月額上限額・・・外来12,000円、入院44,400円 |



毎年8月1日は、受給資格の更新日です。
資格要件に変更があった場合、助成区分の変更・資格喪失となることがあります。

◆申請に必要なもの・・・印鑑・対象者の健康保険証・証明書(※該当する方のみ)

- ※ 重度心身障害者の方は、交付された手帳、又は診断書
- ※ ひとり親家庭等の18歳以上の「子」は、在学証明書や学生証
- ※ 申請する年の1月2日以降に転入した方、生計維持者が単身赴任中の方は、主たる生計維持者の「所得」と「住民税の課税状況」を証明できるもの
(申請する月によって証明期間が異なりますので、事前にお問い合わせください。)

| | |
|---|--|
| ■制度のお問い合わせ先 日高町保健福祉課 介護・保険医療グループ 電話01456-2-6183 | ■申請窓口 役場保健福祉課 日高総合支所住民生活課 水・くらしサービスセンター 厚賀出張所 電話01457-6-3173 電話01456-2-0255 電話01456-5-2111 |
|---|--|

使い捨てライター回収を行います

近年、使い捨てライターを使った火遊びが原因と見られる火災で、幼い子供の命が失われる事故が相次いでいることをうけ、経済産業省では使い捨てライター等に子供が簡単に操作できない幼児対策（チャイルドレジスタンス）機能を施すなどの規制を始め、これにより平成23年9月27日から使い捨てライター等の燃料の容器にプラスチックを用いているものは、PSCマークが付いているものでなければ販売が出来なくなります。

（※一部規制から除外されるものもあります。）

また、使い捨てライター等の不適切な処理による、ゴミ収集車の火災が全国的に多く発生しています。

そこで日高消防団（団長 中迫勝彦）では、防火活動の一環として「使い捨てライター回収」を実施します！

各家庭で不要となったもの又は、使わずに多量に放置されている使い捨てライターがありましたら、最寄りの消防署・支署もしくは分遣所に届けていただければ、一括して処理しますので積極的な活用をお願いします。

なお、チャッカマンの様な形状のライターは、回収できませんので予めご了承ください。



回収実施期間：平成23年8月1日 から 平成24年3月31日まで

回収場所（※下記窓口に届けて下さい）

- ① 日高消防団門別分団（消防署門別分遣所）日高町門別本町215番地 8 電話01456-2-5219
- ② " 富川分団（消防署） 日高町富川北7丁目1番10号 電話01456-2-1521
- ③ " 厚賀分団（消防署厚賀分遣所）日高町字厚賀町196番地 3 電話01456-5-2629
- ④ " 日高分団（消防署日高支署） 日高町栄町西1丁目311番地 2 電話01457-6-2244

～日高西部消防組合日高消防団～

夏型火災防止強調運動

【期 間】 平成23年8月1日から平成23年8月20日まで

【統一標語】 「消したかな」 あなたを守る 合言葉

消防署では、毎年8月1日から8月20日までを夏型火災防止強調運動期間として火災防止の啓発を行っております。

夏は、火災の発生が少ない時期とされていますが、例年各地で死傷者を伴う火災が発生しています。

夏を迎え、屋外での火気の使用や、お盆の仏壇におけるローソクや線香の取扱いが多くなり、夏季特有の火災が発生しやすくなりますので、次の事項に注意して火災「ゼロ」を目指しましょう。

- ◆ 子供達の花火遊びは、必ず大人が付き添い安全な場所で行いましょう。
- ◆ 仏壇のローソク等の転倒、消し忘れなどに注意しましょう。
- ◆ マッチやライターは、子供達が触れないようしっかりと管理しましょう。
- ◆ 火遊び等による空き家からの出火防止のため、所有者は施錠等の管理をしましょう。
- ◆ 住宅用火災警報器を設置しましょう。（平成23年6月1日から全ての住宅が義務化されました）

～日高西部消防組合消防署・日高支署、日高消防団～